

評議員及び役員の報酬等に関する規則

制 定 平成24年4月1日 規則第1号
最近改正 平成29年3月29日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人横浜市資源循環公社（以下「公社」という。）定款第16条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、公社を主たる勤務場所とする理事長及び専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費相当額、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公社職員、横浜市職員の身分を有する者及びこれに準ずる身分を有する役員等については、無報酬とする。ただし、公社職員の身分を有する理事については、給与規程に基づく給与を支給することができる。
- 3 役員等には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員の報酬は、公社定款第16条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席等必要の都度、別表第1のとおり支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第2のとおり支給する。
- 3 当該年度における常勤役員の報酬等の年間上限金額は、別表第3に掲げる金額以下とする。
- 4 非常勤役員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等必要の都度、別表第4のとおり支給する。
- 5 監事には、前項の報酬のほか、監査報酬を別表第5のとおり支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、給与規程に準じて通勤手当を支給する。

(費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行にあたり負担した費用については、請求のあった日から遅滞なくこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 役員等の報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬は、評議員会終了後、原則として口座振込の方法により速やかにこれを支払うものとする。
- (2) 常勤役員の報酬は、給与規程に準じて支払うものとする。
- (3) 非常勤役員の報酬は、理事会又は評議員会終了後、原則として口座振込の方法により速やかにこれを支払うものとする。

(4) 監査報酬は、監査終了後、原則として口座振込の方法により速やかにこれを支払うものとする。

(公表)

第8条 会社は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項）

職 名	報 酬
評議員	一人一律 20,000円

別表第2（第4条第2項）

職 名	報 酬
理事長	月額 616,660円
専務理事	月額 583,330円

別表第3（第4条第3項）

職 名	報酬等の年間上限金額
理事長	年額 7,400,000円
専務理事	年額 7,000,000円

別表第4（第4条第4項）

職 名	報 酬
非常勤役員	一人一律 20,000円

別表第5（第4条第5項）

職 名	報 酬
監事	監査実施（年1回）一人一律 20,000円
監事（公認会計士）	上半期会計監査実施（年1回） 150,000円
	決算事前監査実施（年1回） 150,000円